

第2回 仁淀川流域市町村長の意見を聴く会

議事録

平成 25 年 7 月 29 日（月）

14:00～16:30

かんぼの宿伊野

1. 開 会

○司会 会議に入ります前に、傍聴の皆様をお願いいたします。

傍聴に際しましては、受付でお配りいたしました「仁淀川流域市町村長の意見を聴く会」の傍聴者の皆様へ傍聴にあたってのお願い」に従っていただきますようお願いいたします。円滑な議事進行のためご協力くださいますようお願いいたします。

また、本日の配布資料の中に意見記入用紙を準備させていただいております。ご意見のある方は、本会場の後方に準備しております意見回収箱に投函、あるいは、ニュースレターにあります葉書をご利用いただき投稿いただきます様よろしくお願いいたします。

また、携帯電話につきましては、マナーモードに設定していただくか、もしくは、電源をお切りくださいますようお願いいたします。

いましばらくお待ちください。

大変お待たせいたしました。定刻となりましたので、ただ今より、第2回仁淀川流域市町村長の意見を聴く会を開催させていただきます。

市町村長の皆様には、本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の司会を務めさせていただきます国土交通省高知河川国道事務所総務課長の半田でございます。よろしくお願いいたします。

まず最初に、お手元にお配りしております資料を確認をさせていただきます。

まず、A4、1枚で議事次第。続きまして、A4、1枚で「仁淀川流域市町村長の意見を聴く会」傍聴者の皆様へ傍聴にあたってのお願い」。続きまして、同じくA4、1枚で配席図。同じくA4、1枚で市町村長名簿。続きまして、右肩、「資料-1」と表示しております「仁淀川水系河川整備計画【素案】に係る「ご意見・ご質問」に対する四国地方整備局及び高知県の考え方について」。続きまして、右肩、「資料-2」と表示しております「仁

淀川水系河川整備計画【修正素案】に関する説明資料」。冊子「仁淀川水系河川整備計画【修正素案】」。続きまして、「仁淀川ニュースレター」。続きまして、A4、1枚で意見記入用紙。

以上でございます。

不足がございましたら、お近くの事務局スタッフまでお申し付けください。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めさせていただきます。

初めに、開会にあたりまして、国土交通省高知河川国道事務所長の安達よりご挨拶を申し上げます。

2. 挨拶

○安達所長 皆さん、本当にお忙しい中、ありがとうございます。

高知河川国道事務所所長の安達でございます。

本日は、本当に、さまざまなご公務のお忙しい中、お集まりいただき、本当にありがとうございます。

仁淀川水系河川整備計画の策定作業におきましては、ようやく第2クールを迎えることができました。第2クールも、この仁淀川流域市町村の意見を聴く会をはじめ、流域住民の方々からの意見を聴く会、更に、仁淀川流域学識者会議、葉書等によるパブリックコメントにより意見を頂いているところでございます。

第1クールでは、関係市町村長の皆様、学識者、住民の皆様方からさまざまな建設的なご意見を頂きました。ご意見の中には、清流仁淀川が昨今全国的な注目を受けていることを踏まえ仁淀川の素晴らしさをアピールできるような文言を入れるべきといったご意見や、いまだ浸水被害に悩まされている方々より治水対策が十分でないといった厳しいご意見も頂いております。十分に反映出来ていないところもあろうかと思いますが、それら文言をできる限り盛り込んだつもりでございます。

本日もこの【修正素案】に対しまして忌憚のないご意見を頂けることをお願い申しまして、私からの挨拶とさせていただきます。

限られた時間ではございますが、本日もどうぞよろしく願いいたします。

3. 委員紹介

○司会 次に、この仁淀川流域市町村長の意見を聴く会にご出席していただいております市町村長の皆様をご紹介させていただきます。

それでは、仁淀川町長様より時計回りにご紹介させていただきます。市町村長の皆様は、ご着席のままで結構でございます。

仁淀川町長様は本日、所用のためご欠席ですので、代理出席をいただいております。副

町長、片岡廣秋様でございます。

続きまして、越知町長、吉岡珍正様でございます。

続きまして、佐川町長、榎並谷哲夫様でございます。

続きまして、日高村長、戸梶眞幸様でございます。

続きまして、土佐市長、板原啓文様でございます。

続きまして、いの町長、塩田始様でございます。

続きまして、高知市長さまは本日、所用のためご欠席ですので、代理出席をいただいております。高知市都市建設部長、海治甲太郎様でございます。

○司会 それでは、これより議事に入らせていただきます。

議事の進め方でございますが、まず、議事次第4の1)と2)につきまして事務局から資料に基づき一括してご説明いたします。次に、ご説明をさせていただきました内容につきましてご質問やご意見等を頂く時間として1時間10分程度を予定しております。

それでは、仁淀川水系河川整備計画の策定について、仁淀川水系河川整備計画【修正素案】についての説明を一括していたします。

では、事務局、どうぞお願いいたします。

4. 議 事

1) 仁淀川水系河川整備計画の策定について

○事務局（国交省） はじめまして。事務局の高知河川国道事務所副所長高井でございます。本日は、よろしく願いいたします。

それでは、お手元の資料ー2に沿って仁淀川水系河川整備計画【修正素案】についてご説明させていただきます。

河川整備基本方針と河川整備計画の特徴

まず最初に、河川整備基本方針と河川整備計画の特徴でございます。

整備基本方針につきましては、長期的な河川整備の基本的な方針、あるいは、考え方を定めたものでございます。それに対しまして、河川整備計画と申しますのは、基本方針をベースに概ね20年～30年後の河川整備の目標を明確にするとともに、具体の河川整備の計画を定めたものでございます。

これらにつきまして下に目標のイメージ図を下に示しております。概ね20年～30年を目標にしました河川整備計画を段階的に実施することによりまして基本方針レベルまで整備水準を上げていくというイメージでございます。

【仁淀川水系河川整備計画】検討の進め方

続きまして、河川整備計画策定のフローでございます。

大きな流れといたしまして、左から、河川整備基本方針の策定。河川整備計画【素案】

の公表。そして、河川整備計画【修正素案】の公表。それから、整備計画【案】の公表。そして、河川整備計画の策定といった段階を経て策定をしております。

現在の状況です。

昨年の12月に公表をいたしました河川整備計画【素案】に対して第1回の意見聴取会、または、パブリックコメントによりご意見を頂き、その意見を基に【修正素案】を作成しまして、7月の12日に公表をしております。

本日の会では、この【修正素案】に対する第2回目の意見を聴く会でございます。

【仁淀川水系河川整備計画策定に係る意見の聴取】

次に、意見の聴取ですが、河川法の第16条に基づきまして、学識経験者、あるいは、流域住民、流域市町村長の意見を聴くこととなっております。

仁淀川流域学識者会議です。委員の方々は、仁淀川流域の現状、または、課題等を踏まえまして「治水」、「利水」、「環境」、「歴史文化」、「経済」等、幅広い分野から10名の学識経験者で構成をしております。

次に、仁淀川流域住民の意見を聴く会ですが、仁淀川流域および想定氾濫区域の市町村に住まわれている住民の皆様からご意見をお聴きします。

そして、仁淀川流域市町村長の意見を聴く会ですが、流域および想定氾濫区域の7市町村長のご意見をお聴きいたします。

次に、パブリックコメントでございますが、流域住民から意見を聴取するという手法でございます。整備計画の【素案】および整備計画【修正素案】につきまして郵送、FAX、ホームページ、電子メール等でご意見を募集しております。

情報の公開・共有でございますが、ニュースレターの発行、ホームページの開設、また、事務所情報コーナーの開設等により幅広い広報活動を実施しており、情報の公開・共有に努めております。

■河川整備計画に関する広報について

続きまして、河川整備計画に関する広報でございます。流域市町村を対象に新聞折込や関係自治体等にニュースレターを配布しまして、幅広く意見を聴取しております。

ニュースレターの発行につきましては、平成25年の1月に第1号、そして、7月に第2号を発行しております。

次に、公表資料ですが、仁淀川水系河川整備計画ホームページに掲載をしております。また、国土交通省、高知県、そして、関係自治体に閲覧場所を設置しまして資料の公表を行っております。

■様々な方々からの意見を聴く会（第1回）の実施結果

第1回の意見聴取会でございます。

仁淀川流域学識者会議につきましては、平成25年1月に高知市内で開催しました。

流域住民の意見を聴く会につきましては、25年1月26日から27日にかけて、日高村、佐川町、土佐市の3会場にて開催しております。

流域市町村長の意見を聴く会は、平成 25 年の 2 月に日高村で開催いたしております。

■意見を聴く会の実施状況

第 1 回意見聴取会の実施状況の写真でございます。

■ご意見の整理について

次に、頂いたご意見の整理ですが、会議録、また、パブリックコメントで頂いたご意見を事務局のほうで整理・要約しております。

また、同様のご意見と判断したものにつきましては、テーマごとに分類し、四国地方整備局および高知県の考え方を示し、【修正素案】への反映内容を示しております。

■各会場のご意見数

各会場のご意見数ですが、仁淀川流域学識者会議では 32 件、仁淀川流域住民の意見を聴く会では 3 会場で合わせて 53 件、それから、仁淀川流域市町村長の意見を聴く会では 29 件、合わせて 114 件の整備計画【素案】に関するご意見を頂いております。

■パブリックコメントによるご意見提出数

次に、パブリックコメントによるご意見数ですが、はがき、電子メール、意見記入用紙、FAX 等にて計 257 件のご意見を頂いております。第 1 回意見聴取会でのご意見も含めまして合わせて 371 件のご意見を頂きました。

■分類別ご意見数

頂いたご意見の内容を分類分けした結果でございます。

大きく、河川整備計画【素案】に関するご意見が 351 件、また、仁淀川全般に関するご意見、質問等が 20 件ございました。

整備計画【素案】に関するご意見のうち、治水に関するご意見が 194 件、また、環境に関するご意見が 70 件、管理に関するご意見が 67 件ございました。

■ご意見・ご質問のテーマ分類

先ほどの分類別ご意見をさらに細分化しまして 38 テーマに分けて分類をしました。

2) 仁淀川水系河川整備計画【修正素案】について

○事務局（国交省） 続きまして、河川整備計画【修正素案】について説明をさせていただきます。

まず最初に、仁淀川の概要をご説明します。次に、【素案】に対する第 1 回意見聴取会およびパブリックコメントで頂いたご意見・ご質問を踏まえ【修正素案】で反映した事項についてご説明いたします。次に、高知県管理区間の追加河川をご説明いたします。

それから、修正箇所につきましては、アンダーラインや見え消しで表記してございます。

仁淀川の概要

■流域の概要

流域の概要でございます。

愛媛県、高知県の2県にまたがり、流域面積は1,560km²。四国では、吉野川、渡川に続く3番目に大きい河川でございます。

源流は愛媛県に位置します西日本最高峰の石鎚山で、幹川流路延長は124kmとなっております。

■地形

流域の地形でございますが、上流域は面河溪谷のV字谷に代表されるような非常に急峻な地形でございます。

中流域も山地で構成されておりますが、支川沿いに扇状地性の低地、あるいは、砂礫台地が見られます。

下流域は、日下川、宇治川、波介川等に見られるように、東西から支川が合流しており、これらの支川沿いに平野が形成されております。これらの平野は、仁淀川から離れるほど低い地形となっております。古来より慢性的な水害に悩まされてきた歴史がございます。

■気象

流域の降水量は年平均2,500mm。全国有数の多雨地帯でございます。年間降雨の約4割が台風期の7月から9月に降りまして、また、中流域と下流域に非常に多く雨が降る特徴がございます。

■人口

流域の人口ですが、昭和40年は約14万人でしたが、平成22年には10万人を割り込んでおります。

■土地利用等

流域の土地利用ですが、大半が森林でございます。平地は上・中流域の盆地または下流域の支川沿いに広がっておりまして、多くは農地として利用されております。

■産業

産業は農林業が主体で、下流域では古くから製紙業が盛んで、電解コンデンサ用セパレータの世界シェア70%を占める企業もございます。

【修正素案】に反映事項

続きまして、仁淀川水系河川整備計画【素案】に対して頂いたご意見・ご質問を踏まえ【修正素案】に反映した事項をご説明いたします。

河川整備の基本理念

まず、河川整備の基本理念に関するご意見としまして、清流仁淀川が全国的な注目を受けていることを踏まえ、仁淀川の素晴らしさをアピールできる文言を入れるべきではないか。

また、「潤いがある」等の地域活性につながる内容としてほしいと。

また、「里山の原風景を残す」「川と関わる伝統的な生活文化の継承」「河道／川岸を自然に近い状態で残す」「豊かな生態系を保全する」という内容を踏まえ整備計画を策定していただきたいといったご意見を頂いております。

ご意見を参考に、日本を代表する清流仁淀川の特徴を盛り込んだ基本理念に修正いたしております。

目標

次に、目標に関するご意見としまして、仁淀川の何を守るべきかということをもう少し明確にあったほうが良いのではないかといったご意見を頂いております。

ご意見を参考に、基本理念を修正いたしております。

水質

次に、水質に関するご意見としまして、流域住民の方に水質問題を理解を得るためには、広報誌やホームページで仁淀川の良さを随所に盛り込んでいくことが重要であると。

また、「奇跡の川」とか「宝」といったことは身近な人にとってなかなか意識が持ちにくいので、他の河川との比較をすることで、地元の方もあらためて仁淀川の良さを理解できると思うといったご意見を頂いております。

ご意見を参考に、基本理念を修正いたしております。

補足としまして、国および高知県共に、今後においても、仁淀川の水質の良さを広報誌やホームページ等を活用して発信してまいりたいと考えております。

【修正結果】

修正結果です。

【修正素案】の98ページより、「3-1 河川整備の基本理念」の仁淀川水系河川整備計画の基本理念としまして「清流・安全・親しみやすい川づくり」に修正いたしております。

同じく【修正素案】の98ページでございます。「豊かな水量と高い透明度を有する清流仁淀川の保全」の2段落目に「全国有数の清流を育てている」という内容を追記いたしております。

また、3段落目に「動植物を育む豊かな清流を活かす川づくりを目指す」という内容に追記・修正しております。

同じく【修正素案】の98ページ。「豊かな自然とふれあうことができる川づくり」の1段落目に「豊かな自然に人々が魅せられ、地域住民や県内外からの」という内容に追記・修正しております。

また、2段落目でございます。「誰からも愛され伝えられる豊かな川づくりを推進する」という内容に追記・修正いたしております。

治水対策の目標

続きまして、治水対策の目標に関するご意見としまして、高知県管理区間の支川において、治水安全度の表現をもっと前向きな表現で記載をしてほしい。

また、高知県管理区間の波介川で、「一定の安全度が確保されている」と書かれているが、被害が起きないという誤解を招く表現になるのではないかといったご意見を頂いております。

対応としまして、ご意見を参考に、波介川については、さらなる浸水被害低減に向けた対策が必要であることから、【修正素案】でその旨を記載いたしました。

また、課題として流下能力の向上が必要である旨、治水安全度向上に向けて取り組む旨を記載いたしました。

【修正結果】

【修正素案】の47ページの「2-1-3 治水の現状と課題」の「5）支川【高知県管理区間】」の「i）波介川」の1段落目に「一定の治水安全度が確保されているものの、さらなる浸水被害の低減のために、流下能力の向上に向けた対策を行う必要がある。また、」という内容を追記・修正いたしました。

同じく【修正素案】の114ページの「3-4 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する目標」の「i）波介川」の1段落目に「一定の治水安全度が確保されているが、浸水被害軽減のため、さらなる治水安全度の向上に向けて取り組んでいく」という内容を追記いたしました。

支川の改修

次に、支川の改修に関するご意見として多くのご意見を頂いておりますが、要約いたしますと、柳瀬川の合流点付近の浸水被害に対して、柳瀬川の早期改修と仁淀川の改修を実施してほしいというご意見と考えております。

対応としまして、柳瀬川流域では、本川からの背水被害の課題があることは認識しております。しかし、柳瀬川の流下能力は極めて低く、それによる浸水被害も多発していることから、当面は柳瀬川の流下能力の改善を図る必要があると考えております。

なお、仁淀川の背水の影響については地域の課題であることから、将来的に対応が必要であることを踏まえ現状の課題としてその旨を記載いたしました。

【修正結果】

【修正素案】の35ページです。「2-1-2 治水事業の沿革」の「7）柳瀬川」の1段落目に「柳瀬川は、川幅が狭小で流下断面が不足していることや、下流部に広がる平地は地盤高が低く、仁淀川の背水による影響を受けやすい」という内容を追記・修正いたしました。

また、3段落目に「柳瀬川本川、支川春日川、斗賀野川、西山川等の延長35.8kmが整備されたが、下流部で未改修となっていることから浸水被害がいまだに頻発しており、越知町から佐川町にかけての広大な農地等が被害を受けている」という内容を追記いたしました。

【修正素案】49ページです。「2-1-3 治水の現状と課題」、「⑦柳瀬川」の第1段落目に「河道の流下断面が著しく不足していることから」という内容を追記いたしました。

護岸整備

次に、護岸整備に関するご意見としまして、中の谷川および南の谷川の護岸整備、南の谷川ポンプ場付近の改善をお願いしたいというご意見を頂いております。

対応としまして、南の谷川は改修済みですが、支川の中の谷川については未改修箇所が残っていることから、【修正素案】に追加いたしました。

【修正結果】

【修正素案】の31ページです。「2-1-2 治水事業の沿革」、「(7) 支川【高知県管理区間】の対策」に「4) 中の谷川」を追加いたしました。

同じく【修正素案】48ページより、「2-1-3 治水の現状と課題」の「5) 支川【高知県管理区間】」に「④中の谷川」を追加いたしました。

【修正素案】の117ページです。「3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」の「(5) 支川【高知県管理区間】」、「1) 洪水を安全に流下させるための対応」に「④中の谷川」を追加いたしました。

【修正素案】144ページです。「4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「(5) 支川【高知県管理区間】」の「1) 洪水を安全に流下させるための対策」に「④中の谷川」を追加いたしました。

また、同じページに整備箇所を示した平面図も追加しております。

浸透対策

次に、浸透対策に関するご意見として、地下水に影響が出ないような浸透対策をお願いしたいのご意見を頂いております。

対応としまして、浸透対策を実施する際は、現地の状況、地下水への影響、対策効果や経済性等を総合的に評価して最適な工法を検討してまいりますので、その旨を記載いたしました。

【修正結果】

【修正素案】の128ページです。「4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「(1) 仁淀川」、「4) 浸透対策」の2段落目に「なお、浸透対策を実施する際は、現地の状況、地下水への影響、対策効果や経済性等を総合的に評価して最適の工法を検討する」という内容を追記いたしました。

河道整備における配慮事項

次に、河道整備における配慮事項に関するご意見としていくつかご意見を頂いておりますが、要約いたしますと、高知県管理の支川改修について、貴重種等の動植物の生息環境に配慮してほしいというご意見と考えております。

対応としまして、ご意見を参考に、環境に配慮した計画となるよう、「河川整備の実施に関する事項」に記載いたしました。

【修正結果】

【修正素案】133ページです。「4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「(5) 支川【高知県管理区間】」の「②波介川」、「i) 火渡川」の2段落目に環境配慮事項を追記いたしました。また、整備イメージ図も環境配慮を踏まえ修正いたしました。

同じく【修正素案】の135ページです。「(5)支川【高知県管理区間】」の「②波介川」の「ii)長池川」の2段落目に環境配慮事項を追記いたしました。また、整備イメージ図も環境配慮を踏まえ修正しております。

同じく【修正素案】の141ページの「③奥田川」の2段落目に環境配慮事項を追記いたしました。また、整備イメージ図につきましても環境配慮を踏まえ修正しております。

同じく【修正素案】146ページの「⑤日下川」です。これについても、2段落目に環境配慮事項を追記しております。また、整備イメージ図についても環境配慮を踏まえ修正いたしております。

同じく【修正素案】の149ページの「⑥柳瀬川」です。2段落目に環境配慮事項を追記いたしました。また、整備イメージ図につきましても環境配慮を踏まえ修正いたしております。

親水箇所の整備

続きまして、親水箇所の整備に関するご意見として、加田地区に人が憩えるような親水公園を整備してほしい。

また、加田河川敷のキャンプ場を整備してほしいといったご意見を頂いております。

対応につきましては、加田地区については、今回の河川整備計画において堤防整備を行うこととしております。なお、ご意見を参考に、空間利用のさらなる向上の観点から修正いたしました。

また、親水公園等につきましては、関係自治体等と調整を図り検討をしてみたいと考えております。

【修正結果】

【修正素案】の123ページです。「4-1-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「(1)仁淀川」の「①堤防の整備」の堤防整備イメージ図に整備の説明内容として「なお、河道掘削は空間利用の更なる向上や洪水時における本川の水位低下及びそれに伴う支川の排水能力向上の観点を踏まえ、関係自治体と調整しながら一部破線での掘削を行う」という内容を追加いたしました。

親水箇所の整備

次に、親水箇所の整備に関するご意見としていくつかご意見を頂いておりますが、要約しますと、神母樋門上流の仁淀川右岸付近に親水公園等の整備をお願いしたい。

江尻堤防付近の椿の保全をお願いしたいといったご意見と考えております。

対応につきましては、ご意見を参考に、神母樋門上流（江尻地区）の空間利用について記載いたしました。

また、親水公園につきましては、関係自治体等と調整を図り検討をしてみたいと考えております。

補足としまして、なお、椿については、流水の支障や維持管理上の妨げにならない限り、極力残してみたいと考えております。

【修正結果】

【修正素案】の155ページです。「4-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項」で「(3) 河川空間の利用」の1段落目に「江尻箇所等において」を追記いたしております。

瀬淵の創出

続きまして、瀬淵の創出に関するご意見として、高知県管理区間の上流域の瀬や淵の創出の要望がありました。

対応としまして、ご意見を参考に、国管理区間だけでなく県管理区間や支川も含め、瀬や淵の保全に取り組む事とし、修正いたしました。

【修正結果】

【修正素案】の152ページでございます。「4-1-3 河川環境の整備と保全に関する事項」の「1) レキ河原等の保全」の1段落目でございます。「仁淀川の国管理区間」の「国管理区間」を削除いたしております。

また、2段落目の「このため、国及び県は」という内容を追記いたしております。

施設維持管理

続きまして、施設の維持管理に関するご意見としまして、奥田川の排水ポンプ場の維持管理についてのご意見を頂いております。

対応としましては、県管理の奥田川排水機場については現在、修繕を実施しております。

ご意見を参考に、県管理施設の維持管理について記載いたしました。

【修正結果】

【修正素案】の162ページです。「4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「(1) 河川の維持管理」、「5) 施設の維持管理」に高知県の施設維持管理に関する内容を追記いたしました。

土砂管理

次に、土砂管理に関するご意見としていくつかご意見を頂いておりますが、要約いたしますと、土砂収支を把握するための調査研究、また、土砂管理に対する対策検討をお願いしたいといったご意見と考えております。

対応につきましては、これまでも土砂管理について検討をしておりますが、現状では、定性的な評価にとどまっております。このような状況の中で具体的な対策を行うことは困難と考えており、今後、河道および河口砂州、海岸汀線の変化状況やダム堆砂状況等の把握を行い、適正な土砂管理を検討してまいりますので、その旨を記載いたしました。

【修正結果】

【修正素案】の43ページです。「2-1-3 治水の現状と課題」、「1) 仁淀川」、「⑥ 土砂管理への対応」の2段落目に「また、仁淀川の河口は、太平洋側からの波浪を受け、沿岸漂砂の堆積と河川流出土砂の堆積により砂州が発達し、古くから河口閉塞が発生している。近年でも河口閉塞が発生しており、アユ等の魚類の遡上・降下に対する移動阻害や、仁淀川本川の堰上げによる新堀川、波介川の排水不良が懸念される」という内容を追記い

たしました。

また、4段落目に「桐見ダムの堆砂量は計画より増加している状況であるため」という内容を追記いたしております。

また、5段落目には「このため、河道、河口砂州及び」という内容を追記いたしました。

【修正素案】の62ページです。「2-1-3 治水の現状と課題」、「(3) ダム管理」に「2) 洪水調節【高知県管理区間】」、「①桐見ダム」を追加いたしました。

また、【修正素案】63ページです。「(3) ダム管理」に「4) 貯水池管理【高知県管理区間】」、「①桐見ダム」を追加いたしました。

同じく【修正素案】の111ページです。「3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」の「(1) 仁淀川」、「9) ダム管理」の2段落目に「また、定期的なダム堆砂量の状況を調査するとともに」という内容を追記いたしました。

同じく「10) 総合的な土砂管理」の1段落目に「河道掘削箇所での土砂の再堆積、樹林化等の進行、河口砂州の閉塞」という内容を追記いたしました。

同じく【修正素案】119ページです。「3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」の「(5) 支川【高知県管理区間】」に「2) ダム管理」を追加いたしました。

同じく【修正素案】の156ページです。「4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「(1) 河川の維持管理」、「1) 河道の維持管理」の1段落目に「局所洗掘の発生箇所や土砂の再堆積が懸念される箇所等について、重点的に河川巡視やモニタリングを実施する」という内容を追記いたしました。

同じく【修正素案】の167ページです。「4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」に「(3) ダムの維持管理【高知県管理区間】」、「1) 桐見ダム」を追加いたしました。

同じく【修正素案】の174ページです。「4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」、「(6) 総合的な土砂管理」の1段落目に「仁淀川の土砂動態については、大きな問題は生じていないが、上中流部でのダムの堆砂、下流部の局所洗掘や河道掘削実施箇所での再堆積等の河床変動、河口閉塞の発生、高知海岸の浸食等の課題がある。このため、」という内容を追記いたしました。

大規模地震に伴う河道閉塞

次に、大規模地震に伴う河道閉塞に関するご意見として、大規模地震に伴う河道閉塞発生時の対応・対策の記載をお願いしたいというご意見を頂きました。

対応につきましては、ご意見を参考に、危機管理対策として大規模地震等による河道閉塞（天然ダム）の対応を追記いたしました。

【修正結果】

【修正素案】の64ページです。「2-1-3 治水の現状と課題」、「(4) 浸水被害軽減策及び危機管理への対応」の1段落目に「さらに、山腹崩壊により河川に天然ダムが発生

した場合への早急な対応・対策を目的とした訓練も必要である」という内容を追記・修正いたしております。

同じく【修正素案】の111ページです。「3-4 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する目標」の「8）浸水被害軽減策及び危機管理への対応」の2段落目に「さらに、山腹崩壊等により河川に天然ダムが発生した場合は、甚大な被害につながるおそれもあるため、早急な対策を行うことにより被害軽減を図る」という内容を追記いたしました。

同じく【修正素案】の169ページです。「4-2-1 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項」の「2）地震及び洪水・津波への対応」の3段落目に「大規模地震による津波災害や山腹崩壊による河川への天然ダムの発生を想定し、対策工法の検討や、資機材の調達方法を含む」という内容を追記・修正いたしました。

その他意見

次に、その他に関するご意見としまして、仁淀川を対象としたさまざまな計画が策定、または、策定されようとしているのか、また、本整備計画とはどのような関係にあるのか整理してはどうかというご意見を頂きました。

対応につきましては、ご意見を参考に、仁淀川水系を対象とした各種計画を追記いたしました。

【修正結果】

【修正素案】の108ページでございます。「3-3 河川整備計画の対象期間等」の3段落目に「なお、本整備計画は、仁淀川水系に関連する各種計画と整合を図りながら実施するものとする」という内容を追記いたしました。

また、同じページの表-3.3.1に「仁淀川水系に関する各種計画」を追加いたしました。

追加河川について（高知県管理区間）

続きまして、高知県管理区間における追加河川につきまして高知県からご説明いたします。

○事務局（高知県） 県河川課の補佐、竹崎です。

私のほうからは、【修正素案】で追加しました県管理区間4つの河川の説明をいたします。

追加しました河川は、土佐市を流れます『新堀川』、『末光川』、『渡し上り川』、いの町を流れます『中の谷川』です。

座りまして整備内容等を説明させていただきます。

新堀川

まず、【修正素案】28・47ページに記載してございます新堀川です。

■現状と課題

新堀川は、仁淀川支川のうち最も下流で本川に合流する河川で、低平地を流れる河川であることから、河床勾配が極めて緩うございます。仁淀川の背水の影響を強く受けるという特徴がございます。

治水事業は、昭和 51 年から下流部で局部改良事業を着手しまして、昭和 52 年には内水対策として新居排水機場を整備しました。この排水機場は、平成 4 年にはポンプ増設され、その後、平成 17 年から排水機場は国管理となり、改良工事を実施してございます。

課題は、上流部に未改修区間があるため、下流部と同程度の治水安全度を確保する必要があるとしてございます。

■目標

次に、【修正素案】114 ページでございます。下のほう、流量配分図合わせても見てください。

新堀川の目標は、年超過確率 1 / 5 規模の洪水を対象とし、仁淀川合流地点における河道整備流量は $55\text{m}^3/\text{s}$ でございます。この流量を安全に流下させるため、河道整備等の治水事業を計画的に実施し、氾濫による浸水被害の発生を防止します。

■実施内容

【修正素案】の 131 ページです。実施内容になります。

実施内容は、流下断面の不足する区間において河道掘削等を実施し、必要な流下断面を確保します。

整備イメージの横断図、緑色で示してございますのが、河口から 2.1km 付近の標準的な断面でございます。川岸には護岸を設けず、約 2 割勾配の土の堤防とします。

また、整備にあたっては、水際への捨石の配置や、自然石を帯状に配置し縦断方向に流況・水量を変化させる等、水生生物の生息環境の保全に努めます。

波介川支川 末光川、渡し上り川

次に、【修正素案】29 ページ、47 ページに記載してございます末光川、渡し上り川です。

■現状と課題

波介川支川のこれら 2 つの河川は、波介川本川に比べて流下能力が低くなってございます。

末光川は、平成 4 年に局部改良事業に着手したものの、整備には至ってございません。

渡し上り川は、平成 7 年に事業の採択を受け、整備を進めてございます。

両河川とも流下能力が低いことから、平成 16 年、17 年に浸水被害が発生してございます。

課題は、波介川と同程度の治水安全度を確保する必要があるとしてございます。

■目標

【修正素案】116 ページ。両河川、末光川と渡し上り川の目標でございます。

両河川とも、波介川と同程度の年超過確率 1 / 3 規模の洪水を対象とし、最下流部の波介川合流点における河道整備流量、両河川とも $20\text{m}^3/\text{s}$ でございます。この流量を安全に流下させるため、河道整備等の治水事業を計画的に実施し、氾濫による浸水被害の発生を防止してまいります。

■実施内容

【修正素案】137 ページ、139 ページ。整備内容、実施内容でございます。

実施内容は、流下断面の不足する区間において河道掘削等を実施し、必要な流下断面を確保します。

整備イメージの横断図、緑色で着色してございます、河口から 0.5km 付近の標準的な断面でございます。川岸には護岸を設けず、約 2 割勾配の土の堤防とします。

また、整備にあたっては、水際への捨石の配置や、自然石を帯状に配置し縦断方向に流況を変化させる等、水生生物の生息環境の保全に努めます。

中の谷川

最後に、【修正素案】31 ページ、48 ページに記載してございます中の谷川です。

■現状と課題

中の谷川は、いの町大内地区で仁淀川に合流します南の谷川の支川でございます。低奥型の地形で河床勾配は極めて緩うございます。仁淀川の背水の影響を強く受けます。

中の谷川は、昭和 54 年から局部改良事業に着手しており、下流の 240m および上流の 320m の改修が完了してございます。

内水対策として昭和 55 年に国により南の谷排水機場が整備されています。

課題は、中流部に未改修区間があるため、下流部と同程度の流下能力を確保する必要があるとしてございます。

■目標

中の谷川の目標です。

中の谷川は、年超過確率 1 / 5 規模の洪水を対象とし、最下流部の南の谷川合流点における河道整備流量 $43\text{m}^3/\text{s}$ でございます。この流量を安全に流下させるため、河道整備等の治水事業を計画的に実施し、氾濫による浸水被害の発生を防止します。

■実施内容

【修正素案】144 ページ。実施内容でございます。

実施内容は、流下断面の不足する区間において河道掘削等を実施し、必要な流下断面を確保します。

整備イメージの横断図、緑色で着色してございますのが河口から 0.7km 付近の標準的な断面でございます。この河川、流速の関係もございまして、5 分の護岸工としてございます。

また、整備にあたっては、河床に現況と同様の滞筋を設け、水際へ捨石の配置をし、自然石を帯状に配置し縦断方向に流況を変化させる等、水生生物の生息環境の保全に努めます。

高知県管理区間におけます追加河川の説明は以上でございます。

【修正素案】に対します事務局からの説明、以上でございます。

よろしく願いいたします。

○司会 はい、現在、事務局の説明が終わったところですが、ちょうど進行の切れ目となりますので、ここで 10 分間の休憩をとりたいと思います。15 時 3 分から再開したいと思い

ますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(休憩)

○司会 はい、それでは、開始時刻になりましたので、議事を再開したいと思います。

議事に先立ちまして、本会より先に開催されました仁淀川流域住民の意見を聴く会におきまして住民の皆様から頂きました主な意見について事務局からご紹介させていただきます。

○事務局（国交省） 高知河川国道事務所調査課長をしております壬生と申します。よろしくお願いいたします。

流域住民の意見を聴く会での主な意見をご紹介します。

昨日、一昨日と3会場、下流ブロックでは土佐市中央公民館、中流ブロックとしましてはかんぼの宿伊野、上流ブロックにつきましては佐川町総合文化センターにおきまして流域住民の意見を聴く会を開催したところです。

主な意見としましては、大きく7点ほど意見を頂いたところです。

いの町の方から2点ほど意見を頂いております。

仁淀川流域のライブカメラを設置していただきたいのご意見と、奥田川親水公園を上流・下流部における桜並木の整備についてご意見を頂いております。

日高村の方からは2点ご意見を頂いております。

日下川の早期改修ならびに河道内樹木の伐採についてのご意見と、江尻箇所における親水公園の早期着手について意見を頂いております。

続きまして、佐川町の方から3点のご意見を頂きました。

柳瀬川の早期改修について、柳瀬川における背水対策等について、大渡ダム・桐見ダムの連携・運用についての3点です。

以上、大きく7点の意見を頂いたところです。以上、事務局からです。

3) 質疑・応答

○司会 それでは、先ほど事務局より説明のありました内容全般を通しましてご質問やご意見、あるいは、ご感想も含めて、配席図の時計回りで仁淀川町片岡副町長さまより順にご発言をお願いいたします。

○仁淀川副町長 はい。

全般的に今回は特にございませんが、やはり自然、この清流を守っていくというこの計画の憲法ともいえる部分をぜひともきちんとして頂きたいということをお願いしたいというところがございます。

○事務局（国交省） 整備局の基本理念に基づきまして我々も清流仁淀川を後世に残して

いくという風なことで頑張ったいと考えています。

○司会 ありがとうございます。

それでは、続きまして、越知町吉岡町長さま、よろしく願いいたします。

○越知町長 大変ご意見まとめられておりまして、改修と言いますか対策もよく出来ておると思います。

越知町と言いますと、やっぱり仁淀川中流域、それと直結して、柳瀬川です。これは別々の事業ではございません。そのへんが根本的に解決できるかどうかが大変心配しております。と言いますのは、柳瀬川を改修しても、仁淀川の本流の水は膨大な水が流れて来ますので、どうしても水があふれて、柳瀬川に遡上します。これを抜本的に解決するということになりますと、越知町の市街地の上、仁淀川第三発電所のダムのずっと下流の方からトンネルを抜いて、越知町より下流の方にそのトンネルで水を出すしかないのではないかと。この山の幅はそれほど広くありません。佐川の黒岩地区から仁淀川のほうへ北に向けてトンネルを抜いていただく。これは県にかつて7本のトンネルを抜くという計画があったようであります。これが難しいということになりますと、抜本的にやるとなれば、色々なところへお金をかけるよりは、いっそのこと、越知町の妙見という地区がございます、越知町に広い河原がございますけれども、その河原の西詰めの方、非常に硬い岩石の淵がありますけれども、ここからやはりトンネルを抜いて、越知町を避けて下に出ると。非常に距離は短いと思います。

仁淀川第三発電所のダムは地下ダムでございますから、上から水を落として、山の下のトンネルを抜いて仁淀川の下流に出ております。これと同じような構造のトンネルを抜くしかないのではないかなと。しかし、仁淀川の水量は莫大ですので、どの程度水が抜けるかは積算してみないと分かりませんけれども、そういった方法を思い切ってとらない限り、柳瀬川をいかに改修しても、仁淀川の本流の水がはるかに大きいですから、なかなか避けられないのではないかなと思います。

○司会 はい、ありがとうございます。

では、事務局といたしまして高知県、お願いいたします。

○事務局（高知県） 日ごろ、事務所を通じてさまざまなご意見を頂いておりますが、上流部から仁淀川本川かなり低いところへトンネルを抜くとしたらということを試算した事のご紹介だったと思います。

あともう1つにつきましては、市街地部、下がったところから岬のような形のところをショートカットして欲しいというアイデアではございますが、どれをとりましてみても、現況の河川の水位を低下するというレベルにまでもってくるとすれば、これは現況の河川と同じぐらいの断面積で落差が相当ない限りは、期待できる効果もイメージ程にはないということは確かでございます。河川というのは長い年月をかけて着実に1歩ずつ進めていく必要がございますので、今回の30年間の整備計画の中におきましては、確実に浸水頻度を下げるための自己流の事業を着実に取り組んでいくことを県と一緒に進めていって

ただきたいというふうに思っております。

○越知町長 越知の周辺の方は、洪水が来ても浸からない水位の上からしか家建てていない。これは、一定のところまで水が来るそのマップを持っておりますので、それ以下のところは建てない。ただ、問題は、私たちの基本産業は農業なんですよ。これに与える打撃が非常に大きいので、現状、大変悩んでおるところです。住民の意識も大変強いですから、現在、柳瀬川の改修をお願いしているところです。

○司会 はい、ありがとうございます。

続きまして、佐川町、榎並谷町長さま、よろしく願いいたします。

○佐川町長 この仁淀川の問題につきましては、今日で2回目の私たちの意見を聴く会ということを開催していただいております。先程、住民からの意見・要望というのは7項目あったというふうに伺いましたが、その中の2つが佐川町から出たということで、これは、1つは、今、越知の町長も話ありましたが、仁淀川中流域の柳瀬川合流点の浸水の問題でございます。これは本当に有史以来ずっと浸かってきた地域であるわけでございますけれども、世の中が進展しますと、やはりどうも我慢をしきれなくなったかなというふうなことで、今、越知町長が言われた様に、一次産業である農業の従事者が大変気にしておる。私も、この問題に取り組んでからも平成16年、17年にあそこが浸水しています。佐川町も越知町も。そのときに感じ、県にもお願いしたのは、もう県下で常時浸水する、これは農地とはいえこの一地区になるなというふうに思っております。宇治川も、そして、波介川もご案内のような大変大規模な工事で、莫大な費用も投じて浸水がなくなったということですから、そういったことを考えると、やはりそこに住む住民からは、そういう要求が出てきます。この20年あるいは30年の間に抜本的なことが出来なくても、やはり住民側から見て、国も県も一生懸命やってくれておるとい印象はこういう会を通じて私は持っていただけのじゃないかというふうに今、思っておるわけでございます。

その中で、ちょっと私、危惧するのが、この20年、30年の計画で今、地元の要望を色々入れて、さて費用がどれくらい要るかなということを話を聴きながらここでちょっと頭を悩ましておったわけでございます。

それと、環境問題で、実は、私どもの地域でも、ヨシの繁茂が非常に多くなっております。これはもう私どもは、昔は、かつてないような状況がございまして、県の管理者のほうも大変危惧をしておりますけれども、将来にわたって、これを毎年毎年刈っていただいておりますけれども、この処置も頭が痛いところで、置く場所がない、あるいは、産廃に持っていくと費用がかかるというようなことで、これを将来例えば循環型のバイオとか、あるいは、有機肥料とかそういったもので、非常にカロリーは低いんですけども、何かそんなふうなことも仁淀川流域の環境を守ることも踏まえて、ぜひ国なり県なりでそういった研究もしていただけたらと考えております。

基本的なことについては、非常に細かく意見もくみ入れていただいてこの素案ができておることに感謝を申し上げて、私のご意見とさせていただきます。

○司会 ありがとうございます。事務局、高知県、お願いいたします。

○事務局（高知県） 河川のヨシ、特にこの20年近くの期間ですが、非常に繁茂の程度もひどく、要望等も県下広いところから頂いております。県単独事業での対応ということになっておりますので、なかなか行き届かないところはありますけれど、現地の状況を見ながら、なるべく早急に対応をしようということで取り組んでおります。

今、榎並谷町長からおっしゃっていただきましたように、発想を変えてといいますか、地域資源としてそのような活用ができれば、河川空間の維持管理というものも別の形になってくると期待はしております。県は特別そのような専門的な知識がある組織ではございませんけれど、お願いできる研究機関等があれば、私達からもそういったお願い・提案もしていきたいと思っております。

○事務局（国交省） 先ほど、佐川町長さんからお話がありましたヨシ等の伐採とか、また、樹木等につきましても、洪水の流下に支障のあるような場所につきましては、今回の整備計画に盛り込んでございます。

また、維持管理面でどうしても支障があるような箇所につきましては、直轄におきましては、維持管理計画に基づき計画的に伐採などを実施してございます。極力要望に添えるような対応を行ってございます。

また、色々コスト縮減とか、そういった話もございしますが、堤防の刈草等につきましても、ロール化とか、そういうかなりコスト縮減して、地元の人に配布したり、そういうことでかなりコスト縮減のほうも努力をしておりますので、また流域の方で色々いい知恵がございましたら、またお話をお聞かせ願えたらと思っております。

○佐川町長 事業費はどれぐらいかかるかの試算はしていないんですか？30年計画の。

○事務局（国交省） 今回の整備計画の総事業費でございます、直轄区間のそういう事業につきましては、約430億程度、30年間のですね、でございます。

○佐川町長 県のほうはどれぐらいかかる？

○事務局（高知県） 先ほど話題に上りました柳瀬川の自己流対策に限って申しますと、約100億円かかります。

○佐川町長 はい、ありがとうございます。

○司会 はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして、日高村、戸梶村長、よろしくお願いいたします。

○日高村長 素晴らしい計画を立てていただきまして、まずお礼を申し上げたいと思っております。

日高村は、300年以上水との闘いの歴史ということでいろんな災害にも遭いながら、2つの放水トンネルと2つの調整池、河川改修と順次整備がされてきております。村としても、この河川整備計画をもって水との闘いの歴史の最終章としたいという思い、位置付けで取り組んでいきたいと考えているところでございます。2つお願いをしておいた部分の1つ、河川改修未整備区間の改修、県の事業になろうかと思っておりますが、これを計画に入

れていただいたということ、それから、水と闘いつつ、その川と共に生きてきた住民が、仁淀川、日下川の合流点で、樋門と、それから羽根とか、治水といいますか、水に関わる文化的な遺産がある仁淀川・日下川の合流地点で、水との関わりを勉強する場と、川と共に生きていく、楽しめる場所という意味で親水公園のお願いをしたところ、計画へ載せていただいたということに感謝を申し上げたいと思います。

神母樋門のところに排水ポンプ車の釜場とヤードをつくっていただける。村の最初のお願いは排水機場ということでお願いをしてきたわけですが、現時点で、これができる精いっぱいということは十分承知をしております。

ただ、釜場・ヤードができた以上は、河川改修を早くしていただきたい、20年、30年と言わずにですね。なぜかと言いますと、南海地震のときに60cm村が沈下をしております。30年以内に60%以上と言われる次の南海地震が来ますと、今度は倍ぐらいの沈下が予想されるということがございます。村全体が沈むと言うことは、水害の危険度がますます高まってくるということがございますので、その南海地震との競争になろうかと言うふうに思うところでございます。

河川改修には、色々な問題もあろうかと思いますが、村としましても一生懸命、用地、土捨場を含めて今から対応を考えておるわけでございます。この間の住民懇談会の中でも早期の改修ということもお願いもしたようでございます。ぜひ早く、それが今の村民の大きな願いでございますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

○司会 ありがとうございます。

では、事務局、高知県、お願いいたします。

○事務局（高知県） はい。

日下川につきましては、昭和50年、51年の災害の後に本川の改修と調整池、次に支川の改修と調整池と順次進めてまいりまして、今後、国道から下の未改修区間についての事業に転換できるというところにやっとたどり着いた状態でございます。今後、事業を具体的に進めていく上におきましては、先ほど村長おっしゃっていただきました用地もそうですし、残土処理場等のご協力をぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

○事務局（国交省） 高知河川国道事務所です。

今年の3月に策定されました流域総合治水計画の中で、国のほうが浸水被害軽減対策で、神母樋門のところに排水ポンプ車のヤードとかの釜場をつくるような計画でございます。それと、内水センサーも4カ所ほど設置することになっておりますので。センサーにつきましては、もうすでに設置が終わってございます。ヤードにつきましても、今年度中には何とかできそうな計画です。

流域の方は、水との闘いで、過去から非常に大変な目に遭われた。我々は、河道改修を1日でも早くできるように頑張りたいと思ひますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○司会 ありがとうございます。

それでは、続きまして、土佐市、板原市長さま、よろしく願いいたします。

○土佐市長 1回目の私どもの意見をたくさんくみ取っていただいて、工夫をいただいております。おることによって感謝を申し上げたいと思っております。

ただ、波介川河口導流事業で大変大規模な工事をいただいて、治水の安全度が高まったわけでございます。しかし、関連する部分においてまだまだ浸水被害軽減のためのご努力をお願いしたい。今から30年と言いますと、私が米寿になるぐらいの歳になりますので、それまで何もしないかということになりますと、非常に諸先輩方にも申し訳ないと思っておりますので、なおの意見、また、利水の関係の確認事業も含めて何点かお願いしたいと思っております。

1つ目、治水の関係になりますけれども、1回目の意見の中でも聞き取っていただきました年超過確率3分の1の問題です。どこの川も最低5分の1、あるいは、10分の1、30分の1とあるのに、土佐市の川は全部3分の1ということで、波介川が3分の1だからという理屈はあるわけでしょうけれども、非常に住民の皆さんに対しては何ともというふうに感じておるところです。

修正素案の46ページ、「仁淀川の現状と課題」の文章の一番下の段落、「今後は、」の部分、これをぜひのけていただきたいなど。で、代わりに、例えばですが、「これにより一定の安全度向上は図れたが、基点となった大水害レベルに対応できるものではなく、900 m³/sによる上流部の整備が課題となっている」というふうな形に置き換えていただきたいなど。要するに、上流の県管理区間の改修の「進捗状況に合わせた河道改修」という意味は、誰が受けても、県がやるまでやらんという話に聞こえるわけですよ。そうじゃなくて、下流部にある国土交通省さんのエリアもまだ残っております、そちらが暫定の部分ではございますので、まずはそういった形で安全度高める形を、この30年計画にはぜひ入れていただきたいという思いで「上流部の整備が課題となっている」という、「現状と課題」にもそれを入れていただきたい。

関連をしますけれども、113ページの「目標に関する事項」の波介川の部分になります。(4)、1)の内容の文章の下から2行目、「今後は、上流県管理区間の改修の進捗状況に合わせた」というその「管理区間の改修の進捗状況に合わせた」という部分、これを削除いただきたいなど。先ほど申し上げたように、県が手を付けるまではやらんという表現になっておると理解しておりますので、そういう表現では困るなというのが思いでございます。

それと、次の114ページ、これは県の区域になります。その波介川の一番下の「②波介川」でi)の波介川のアンダーラインを引いている部分の「が、」の後に、例えば「下流部の国の進捗状況に合わせ」という文言を入れていただきたい。下流で床上特緊でやっていただいた部分、その上流部の国の管理区間が先じゃないかなと。上流の県管理区間もやっていただきたいわけですが、そういった流れでいっていただけんかなと。上流部の県の進捗に合わせて国がやるというのはちょっとおかしくないかという思いです。

あと、利水にからむ部分でございます。123ページで、河道掘削の関係です。鎌田井筋は、土佐市の利水の非常に大きなポイントになっています。今、本当に水がなくて、毎日のように私どものところへ責任取れというふうな話で来るぐらい非常に厳しい、その取り入れ口が加田にあるわけです。

そういった中で、この河道掘削が水位の低下を招く可能性があるんじゃないか。そのことによって、ええかげん少なくなって今、慣行水利権6.8m³/sが半分ぐらいになっている、半分以下になっている時もあります。そういった厳しい状態の中でさらに下がってくるということを心配しているわけです。河積確保は大変重要だと思いますので、ぜひ、工事にかかる前後の調査をしていただいて、もし万一影響が出たときには、何とかしていただきたいなとそんなふうな思いをいたしているところでございます。そのへんも確認をさせていただけたらと思っております。以上です。

○司会 はい、ありがとうございました。

それでは事務局、国土交通省からお願いいたします。

○事務局（国交省） 事務局の高知河川国道事務所です。

市長からお話ございました「上流県管理区間の改修の進捗状況に合わせた」という表現でございますけど、当然、これは、県が施工しないとうちがやらないとってそういった意味ではございませんので、県もやっていただくし、国としても、今後この20年から30年の河川整備計画の中でできる限りのことをやっていきたいという意味合いのものでございます。

○土佐市長 私ども当事者といいますか、土佐市民にとりましては、この文言があることによって、県も厳しい財政状況でございますし、なかなかすぐには着手ようせんのやないかなという思いもあるわけです。そういった中で、「県管理区間の改修進捗に合わせた」という表現は非常に後ろ向きに取られてしまうということがあるわけで、この部分のはのけていただけんかなというお願いでございます。

○事務局（国交省） 今後、課題として内部のほうで検討させていただきたいと思っております。

○司会 はい、それでは、高知県さんお願いいたします。

○事務局（高知県） 上下流、国と県のほうで役割分担をして進めておりますので、さまざまな局面、課題については、国と協力しながら調整を進めてまいります。

○司会 はい、ありがとうございます。

○事務局（国交省） 先程、県の課長さんがおっしゃられたとおりなんですけど、やっぱり地域と共にとということで、連携して色々やらせて頂きたいと思っておりますので、そのところはよろしくお願いいたします。

○土佐市長 加田の掘削の関係は。

○事務局（国交省） 鎌田のお話ですね？

現在の鎌田用水ですが、整備計画にも「取水施設付近の河床形状の変化等により十分な

取水ができていない状況が見られる」といった記載をしてございます。河川管理者としても、適正な取水がなされているかを今後、確認・指導、行ってまいりたいというのを思っています。

それと、加田の築堤等に伴います河道掘削でございますが、一応、平水位から上の掘削を今、考えてございまして、水中部への影響を極力ないようなことで現在考えてございます。そういったことで、鎌田用水取水への影響は殆どないものと考えております。

以上でございます。

○土佐市長 考えておられるのは分かるんですけど、そういった影響が出た場合のことを私たちは懸念しております。非常に今、本当に「水はいのち」ということで本当に困っておりますので、是非そういったことが全く影響のないような形でお願いをしたいし、そのやはり確認もした上で事前調査・事後調査をやっていただければかなと。お願いです。

○事務局（国交省） 取水施設付近の現況の調査、我々も縦横断測量等かけてますので、現況把握は可能だと考えてございます。

○司会 はい、ありがとうございます。

はい、それでは、続きまして、いの町、塩田町長さま、どうぞよろしくお願いいたします。

○いの町長 説明資料16ページの上の段の下の端、「越知町から佐川町にかけての広大な農地等が被害を受けている」。水管理・国土保全局として「農地」という言葉はいかがなものかと思えますけど。広大な範囲が被害を受けておるとか、農林水産省の仕事をしているみたいに感じましたので。

次、28と29ページ。私、堆砂対策を土佐市長と逆の方向で、河川断面を確保せよということで堆砂対策をずっとこれまでも言っておりました。その中で、当然、鎌田用水の水の確保は重要なことですので、これはまた対策をやっていただきたいんですけど。

28ページ、下から5行目、「大渡ダムの堆砂量は概ね計画通り」となっておって、29ページは「定期的なダム堆砂量の状況を調査する」。調査しているわけですよ。しているから、こういうことでしょうか。こういうふうに矛盾しているし、28ページの「大渡ダム」をのけたらもっと良いと思えますが。

それと、もう1つは、30ページにも、修正結果の「モニタリング」と出てくるんですけど、これは、今後はもっとモニタリングの濃度を高めるという意味でしょうか？今までやっていることを書いているだけでしょうか？

そして、32ページ。上の段では「訓練も必要である」となって、下の段に下から3行目、「早急な対策を行うことにより被害軽減を図る」と書いている。これの、中身は何でしょうか？自然のダムですから、人は何もできないんですよ？訓練だけでしょうか？

○司会 はい、それでは、事務局、お願いいたします。それでは、はい、高知河川国道。

○事務局（国交省） 塩田町長のほうから指摘ございました表現の部分については、再度検討・確認させていただきます。

それから、大規模地震に伴う河道閉塞関連の訓練のお話でございますが、河道閉塞の対応につきましては、過去に河道閉塞が発生したことを踏まえましてこのように修正素案のほうに追記させていただきます。ただ、このような事象の発生というのはなかなか場所とか規模が不明確でございます、具体的な対策につきましては、なかなかこれには盛り込めない部分がございます。ただ、我々としても、発生した時には、少しでもその被害を少なくしたいという気持ちはございまして、それは皆さまと全く同じでございます。だから、常日ごろから関係機関と連携を図りまして、こういった大規模地震を想定したさまざまな訓練等のソフト対策を行いまして被害が少なくなるような努力してまいりたいというふうな意味合いで文章を修正させていただいています。

○いの町長 これ、「早急な対策」、何をやるのか、例えばテックフォースを呼んでやるのか、崩壊対策をするのか。

○事務局（国交省） そういった訓練をやることによって、どんな事に対応せんといかんとか、問題が色々出てくるかと思えます。まず訓練で実際そういった場面を想定しないとなかなか分からないという事がございますので、訓練することによって、こんな対策がある、あんな対策もある、そういうことを掘り下げていく、そういうことを考えてございます。

○いの町長 いや、山古志村でもそうでしたね。自然ダムが倒壊する恐れがある。国としては、どういうことをしたか経験を持っていますよね。それから、去年の奈良、和歌山、これも持っていますよね、経験を。で、どういうことをしたか。要するに、自然ダムが崩壊したらすごく危なくなるので、中途半端な対策じゃなしに、例えば崩壊防止対策であるとか訓練とか、技術持っているんですよ、国が。もうちょっと具体的に「崩壊対策等」とか。

○事務局（国交省） ただ、そういった具体的な対策、なかなか我々も分からない部分がございます、こういった表現にさせていただいたんですけど。

○いの町長 議論してもよろなら。

自然ダムができれば、雨がたまって崩落して下流が被害を受けるんですよ。それしか被害の想定は考えられんじゃないですか、一時的なものについては。

訓練して、逃げるという訓練なのか、上水を抜くのか、排水口を抜くのか、色々手法があると思うんですけど、そこはまたまた中身は議論してみてください。構いません、ここで答えなくても。

○事務局（国交省） はい、分かりました。今の表現はかなり抽象的な表現になってございますけど、もう少し内部のほうで議論をしたいと考えております。

○事務局（国交省） ちょっと補足させていただきますと、山腹崩壊とか大きなのが起こったときに、被害を最小限にしたいという気持ちは皆さんと我々、同じだと思っております。そのときに、どういう対策を組むかというのは、それぞれの現場でやっぱ変わってきたりしますので、なかなかここに具体的に書くのは難しいかなということで、今、抽象的になってございました。当然のことながら、そういうひどい災害が起きたときには当然災

害の対応をして、少しでも被害を少なくしたいという気持ちは持っておりますので、そこはそういうことで考えております。ちょっと具体のどういう事象が起きてどこまでやるのかというのは最大の規模により変わるところもございますので、今回の案では、抽象的な書き方にさせていただいたというものでございます。

○司会 はい、それでは、事務局、高知県、お願いいたします。

○事務局（高知県） 大規模崩壊に伴う自然ダム発生を回避するという事は困難です。ただし、その状況下において、国、県、それと、自治体、それぞれの立場で回避すべきこと、軽減すべきことっていうことはそれぞれ枝葉に分かれたたくさんあると思います。

今回、仁淀川でこういうふう意識してこういった表現をしていただいたことで、この流域においては、国土交通省から自治体、あるいは、関係機関を含めて具体的なそういった検討、危機管理体制の課題としてのこれが1つスタート出来るかなというふうに期待しております。

○司会 はい、ありがとうございます。

○事務局（国交省） 大渡ダムでございます。

大渡ダムの堆砂の状況についてでございますけれども、今、修正素案の63ページのところには現在の堆砂状況というグラフがございます。これが昭和56年から点が点々とあります。この点というのは、貯水池で測量をいたしまして、貯水池の中に土砂がどれだけたまっているかというのを観測したというのがこの点になります。これは毎年実施しております、平成17年に1つ点がございませぬけれども、これは災害のために、測量をするお金が災害のほうに回ったということだったと思っております、毎年こういった形で測量を年末ぐらいから始まって年度末までに実施をいたしまして、現在の貯水池の容量がどれだけあるかというのを出すようにしております。そういたしますと、昨年に比べてどれだけたまったかということになりますので、そういった計算の中でこのグラフがございます。

それで、大渡ダムの堆砂の計画でございますけれども、100年で堆砂する量ということで、容量の中に1,400万 m^3 の堆砂容量というのをとっております。これを100年で単純に割りますと、1年14万 m^3 になります。その線にほぼ、今、乗っておるといふふうに判断しております。今後、大きな洪水等で、上流域で崩壊等があれば、現在の状況というのは変わってまいりますので、そのときには対策が必要になって来るかもわかりませぬけれども、毎年こういった観測をする事によって、堆砂の量をまず把握して行きます。これまでもやって来ましたという事ですので、町長が言われるように、今までやって来たことをただ書いたのかということになりますけど、そのとおりです。

それと、堆砂の観測につきましても色々な方法がありまして、今は200mごとに測線を設けておりまして、その部分だけの観測をして、去年より多いか少ないかの判断をしておりますけれども、これをもう少し立体的に観測をするという方法もありまして、予算要求をして1年はやってみたいと考えております。そういった方法もあり、精度向上ということも今後図っていかねばならないかと思っております。ですから、こういったことを捉え

ながら、必要が生じてくれば、堆砂対策というのもまた整備計画の中に位置付けをさせていただいて実施するということになります。そのときには、また皆さんに整備計画の変更の部分でまたご協力をいただきたいと思いますと思っております。

現在の状況としてはこういったところでございます。

○事務局（国交省） はい、それから、先ほど、町長さんご指摘ございました河道の維持管理の中の追加しておりますモニタリングの件なんですけど、やはり河道に堆積してる土砂につきましても、河川巡視だけでは十分把握できないんで、やはり我々も測量等、縦横断測量等してますので、そういったデータの積み重ねを十分見た上で、状況がどうなっているかを継続的に把握していきたいとそういう意味合いを込めましてモニタリングを追加をしました。

以上でございます。

○事務局（国交省） 過去のデータとかを見ていくと、急に深掘れが発生したりとか、土がどんどん付いていったりとか、そういう変化がございます。そういうところをきっちりモニタリングするという意味を込めて記載しております。

○司会 はい、ありがとうございます。

それでは、続きまして、高知市、海治建設部長さま、どうぞよろしく願いいたします。

○高知市建設部長 高知市としましては、この仁淀川水系の河川整備計画に対する今回の要望とか修正等のお話はございません。

先般、物部川の水系の整備計画ができて、この整備計画ができるのが待ち遠しいということで常にお願いをしておりましたけれども、今般、430億の事業費という1つのめどが出来ました。これを順次進められるよう私どもも期待をするところでございます。

その中身については、高知市としては、利水面では浸透対策、地下水への影響等について、農業者だけでなく企業者もおりますので、それに対する対策を十分お願いをして、「最適工法を検討する」となっております。地元説明会等、地元の皆さまへの事前の周知を十分図るよう私ども一緒になって理解を賜りたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

また、治水面においては、24年度、仁ノ地区において堤防のかさ上げ工事を実施していただきました。住民の方々も一安心といったところでございますので、これにつきましてもお礼を申し上げたいと思います。

いずれにしても、この流域全体、仁淀川流域、仁淀川町からはじめ高知市までの流域7市町村が1つになりまして、国への情報報告をはじめ、事業費の確保に向けて、これが1日も早く事業推進が図れますように関係市町村と連携してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

私のほうからは以上でございます。

○司会 ありがとうございます。

では、事務局、お願いいたします。

○事務局（国交省） はい。

大変貴重なご意見、本当にありがとうございました。

我々も、河川整備の推進に向けて頑張ってまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いいたします。

○司会 はい、ありがとうございます。

では、一回りいたしました、まだ時間がございます。追加、または、先程言い漏らした事等がございましたら、ご質問、ご意見等々お願いしたいと思います。

はい、塩田町長さま、お願いいたします。

○いの町長 はい。

パブリックコメントで、例えばいのの場合には、谷とか加田とか波川とか鎌田とか枝川とか色々あるんですけど、排水ポンプ車の機動性を生かして早急に対処するというふうな国のコメントが随所に出てくるんですよ。まず1点目は、排水ポンプ車の増設というのを考えておるのが1つ。

2点目。どこへ設置して排水するかといったことを各被災箇所ごとに議論をしているのでしょうか？例えばいのの谷の内水を排水しようとするれば、交通を規制しないといけないですよ。規制して道路上へ置いて排水すれば可能なんですよ。枝川はどういうふうにするのでしょうか？枝川地区。排水するところがないんですよ。強制排水ポンプを付けますとやりませんか？それが1つの大きな質問です。

もう1つは、33号の下の水圧管路。例えばこの計画書の48ページ、⑤の「宇治川」で、天神ヶ谷川が未改修となっており、「河道拡幅や河床掘削等を実施し」となっていますが、ここに水圧管路はあるのでしょうか？「水圧管路」という言葉が出てこない。

○事務局（高知県） 対策工法として当然入っております。

○いの町長 これは、「河床掘削」でなしに、「等」の中に入っているって事なんですか？

○事務局（高知県） はい、一連の中です。

○いの町長 はい、分かりました。

○事務局（国交省） 排水ポンプ車の話でございます。

今現在、事務所、6台保有してございまして、それらをどこに配置するかはまた今後、具体的な場所をまた十分確認をした上で考えて行きたいというふうに考えてございます。

○いの町長 増車はあるんですか。実際に内水を排水する、どういうふうな工法でやって、車をどこへ持っていくかという話でしょうか？そうしたら、枝川はどうするんですかという質問をしている訳です。

○事務局（国交省） 増設については、現在の6台で回すようなことを考えてございます。

具体の場所については、少し現地を見させてください、我々も分からない部分もございまして。

○いの町長 よろしく申し上げます。

○事務局（国交省） はい、ありがとうございます。

○司会 はい、ほかにご質問、ご意見等々ございませんでしょうか？

○越知町長 一つだけよろしいですか？

桐見ダムの堆積物の問題ですが、これ見ますと、当初の推定よりだいぶ多めに出ていますよね、グラフが63ページにありますけど。線の棒が推定ですよね？丸の点々が実績ですから、だいぶ速いスピードで進んでいますけど、何年もせんうちに50%になるんじゃないですかね？ダムの能力もがた落ちじゃないですか？

○事務局（高知県） グラフを見ていただきますと昭和63年から平成6年までほぼ観測されない状況から平成7年、8年に山腹崩壊等による急激な堆砂がございました。それ以降の平成9年から22年までのこの勾配を見ていただきますと、若干、実線の勾配からは上にはおりますけれど、堆砂傾向とすれば、ほぼ計画通りの勾配でございます。平成7年、8年に流出がございました分が容量を若干食ってはおりますけれど、その後の傾向とすれば、予想外の堆砂を続けておるといような受け取り方はする必要がないかと考えております。

○越知町長 はい。

○佐川町長 これは県のほうになるんですが、実は、50年、51年の大災害の後、堰をゴムでやっています。「ファブリダム」という通称らしいですけども、それがもう30年過ぎて全部寿命がきつつあって、頭を悩ましています。とても利水だけでは莫大な費用を工面できんし、さりとて地方の私の自治体ではなかなか対応できない。河川ももちろん関係ないと。そのときに全部管理を移していますから、責任は逃れられないんですが、ずっと悩み続けています。今、農林水産省で長寿命化ということで若干修理の計画をしていますが、修理をしても寿命というのは、間もなく来る。これは全国で問題が発生するのじゃないかと考えていますけれども、このあたりを国、県あたり、河川管理者の責任はないとしても、何か知恵はないかなということで、お願い申し上げておきます。

○司会 はい、ありがとうございます。事務局、高知県、お願いします。

○事務局（高知県） 佐川町長のほうからファブリダムの更新ということで、地域に根差した利水者が利用しております。利用されてる方たちにとっては重大な地域課題であろうというふうに理解しております。今後、それぞれの自治体と地域課題について考えていくのがまず第一歩かと思っております。

○佐川町長 頼みます。

○司会 ありがとうございます。

○いの町長 この整備計画というのは途中で変更する？何か工法等が変わったとか。

箇所が入ってないところもある、それも変更してくれるようやったら、期待しております。

○事務局（国交省） 変更することはございますので、そういう認識で結構でございます。

○いの町長 はい、分かりました。

○司会 はい、そのほか、ご意見等々ございませんでしょうか？

○事務局（国交省） もうご意見等ございませんでしょうか？

○司会 市町村長の皆さま、熱心なご意見・ご討議、誠にありがとうございました。

最後に、事務局から何かございましたら、お願いいたします。

○事務局（国交省） 事務局です。

本日は、熱心にさまざまなご意見を頂きまして、本当にありがとうございました。

本日頂きましたご意見等につきましては、十分に検討いたしまして、今後の仁淀川水系河川整備計画にできる限り反映させていきたいというふうに考えております。

また、本日のご意見の公表に際しましては、事務局から皆さまに速記表を送付させていただき、ご発言を確認させていただきます。

今後とも、ご指導のほどをよろしくお願いいたします。

5. 閉 会

○司会 はい、それでは、以上をもちまして第2回仁淀川流域市町村長の意見を聴く会を閉会いたします。

ご出席いただきました市町村長の皆さま、本日は誠にありがとうございました。

会議は閉会となりましたが、傍聴の皆さまにお知らせいたします。

本日、配布資料中、意見記入用紙を準備させていただいております。ご意見のある方は、ご記入後、本会場の後方に準備しております意見回収箱に投函してくださいませよう願います。また、ニュースレターにあります葉書をご利用いただいで投稿いただきますようよろしく願います。

傍聴の皆さま方、本日はまことにありがとうございました。